

府中市インフラマネジメント計画評価等委員会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第2条第2項の規定に基づき、府中市インフラマネジメント計画評価等委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 府中市インフラマネジメント計画（2018年度）の評価に関する事項
- (2) 同計画の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) むさし府中商工会議所の推薦する者 1人
- (3) 府中自治会連合会の推薦する者 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。